



7章

保育料などについて





7章 保育料などについて

1 保育料・延長保育料はどのように払えばよいですか？

保育料などはすべての保育園で同様の算定方法となっていますが、下表のとおり支払先が異なります。

お子さんの預け先		保育料・延長保育料の支払先	
		保育料	延長保育料
区立	認可保育所	中央区	中央区
	認定こども園	中央区	中央区
私立	認可保育所	中央区	保育園
	認定こども園	保育園	保育園
	地域型保育事業	保育園	保育園

◎月途中で退園した場合でも、保育料、月極延長保育料は月額がかかります。

◎給食費（副食費）は令和5年度より無償化しています。

保育料などの納付は、口座振替をご利用ください

保育料などの納付は原則口座振替としていますので、内定後に送付する「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」により口座振替の手続きをお願いします。

お手続き後、口座振替が可能となるまでお時間がかかる場合があります。手続きが完了するまでは、納付書でご納付いただきます。

7章

中央区へのお支払いで口座振替ができる金融機関はこちらをご確認ください。



保育料の滞納について

保育料は、保育園において保育を行うために必要となる財源です。保育料の支払いがない場合、保育に支障が生じるおそれがあります。そのため税などと同様に、滞納処分などの強い権限が法令により与えられています。

区では入所できなかったご家庭との公平性の観点からも、保育料を滞納しているご家庭への徴収強化に取り組んでいます。納付が困難な状況であればそのままにせず早めにご相談ください。

【注意！】

- 納期限までに納付が確認できない場合は、自宅宛に督促状・催告書をお送りするとともに、必要に応じて保護者や就労先に電話催告をします。
- 督促・催告にもかかわらず保育料を納付しない場合は、児童手当から保育料を徴収します。児童手当は徴収後の残額のみ支払われます。
- 児童手当から徴収できないときは財産（給与・預貯金など）を差し押さえます。その際、財産調査を実施しますので、給与・債権の照会時に就労先・取引先などへ滞納の事実が伝わります。

※滞納がある世帯は、利用調整において減算があるほか、月極延長保育などの利用が制限されます。



スポット延長保育料の支払いについて

- 区立認可保育所（※公設民営園は除く）
スポット延長保育利用券（5回分）を購入していただきます。園で納付書を受け取り、納付書に記載の金融機関でお支払いください。お支払い後、領収証書を園にお持ちいただき、スポット延長保育利用券をお渡しします。
- 公設民営園・私立認可保育所
詳細は直接園にお問い合わせください。
※公設民営園は八丁堀・堀留町・十思保育園、京橋・晴海こども園です。
- ◎ 卒園などの理由でお手元に使い切れなかったスポット延長保育利用券をお持ちの方は、返金手続きができます。詳細は中央区ホームページ「区立認可保育所のスポット延長保育の返金について」をご覧ください。

スポット延長保育料の返金について



2 保育料などの算定方法について

保育料などは前年度または現年度の「区市町村民税」を基に、上期と下期に分けて半期ごとに算定しています。この上期から下期への保育料の切り替え時期は毎年9月になります。

なお3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんおよび第2子以降のお子さんの保育料は無償化により0円となります。

（詳しくはP74「保育料の無償化について」をご参照ください。）

① 保育料の算定方法

算定根拠	各世帯の区民税所得割の合計額により決定	
算定期間	・(上期) 令和6年4月から令和6年8月まで → 令和5年度の区市町村民税 ・(下期) 令和6年9月から令和7年3月まで → 令和6年度の区市町村民税	
算定対象	父と母（※）またはそれ以外の扶養義務者 ※ 事実上の婚姻状態にある場合を含む	
区民税所得割額算定方法	① 区市町村民税所得割 + ② 配当控除額 ③ 住宅借入金等特別税額控除額 ④ 寄附金税額控除額 ⑤ 外国税額控除額 ⑥ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ◎ この②～⑥のうち該当するものを加算 ◎ 所得割額が非課税の場合、均等割額で決定	= 保育料算定の基礎となる区民税所得割額

② 保育料を決定するために

令和5年度・6年度の区市町村民税の申告がない場合

算定対象となる世帯員のどなたかお一人でも税申告がない場合、区市町村民税を基に保育料を算定することができないため、最高額（階層）で保育料を決定します。所得がなかった方についても、被扶養者として税申告されている方を除き、所得がない旨の税申告の手続きが必要となります。

遅れて税申告をした場合、速やかに変更の手続きを行ってください（P72③参照）。

区外からの転入で、保育料算定の基となる年度の区市町村民税の課税権が中央区にない場合

対象年度の「住民税課税（非課税）証明書」をご提出ください。

※原則として1月1日に住んでいた自治体にその年度の課税権があります。

海外からの転入で、保育料算定の基となる年度の区市町村民税の課税権がどの自治体にもない場合

区市町村民税相当額を算出するため、「◆年間収入申告書」および会社発行の給与支給証明書などをご提出ください。

外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。



③ 区民税所得割を保護者分で合算して、月額保育料・月極延長保育料一覧表に当てはめます

次に「区市町村民税所得割」を保護者分で合算して（祖父母などが同住所にいて、かつ「家計の主宰者」と判断される場合はその方の分も合算します。）、次のページの月額保育料・月極延長保育料一覧表のどの階層に該当するかを確認してください。

階層とお子さんの歳児クラスが交差する欄が、お子さんの月額保育料になります（月極延長保育を利用する場合、かっこ内の延長保育料が月額保育料に加算されます。）。

◎結婚、離婚などにより保育料算定内容が変更となった場合は、保育料を再算定します。その際は速やかに変更の手続きを行ってください（P55④参照）。

◎区市町村民税が変更となった場合には、現年度内に限り保育料の再算定を行います。その際は「**◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」および、申告（変更）内容が分かる書類（「住民税課税（非課税）証明書」など）を区にご提出ください。現年度を過ぎた場合には再算定を行うことはできません。

また再算定の結果、保育料が変更とならない場合もありますので、ご了承ください。

④ 保育料以外の費用

施設によっては、あらかじめその用途や額、徴収理由などをお示しした上で、遠足・制服などの料金を保育料に加えて徴収する場合があります。

その際、ご家庭の収入状況により、かかった実費の全部または一部を給付する制度があります。なお対象の世帯には区から通知を送付します。



7章 保育料などについて

月額保育料・月極延長保育料一覧表

◎かっこ内が月極延長保育料です。地域型保育事業の月極延長保育料は各事業所が設定します。

階層	保育料を決定する区分	3歳児クラス未満		3歳児クラス		4歳児クラス以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	区民税所得割非課税世帯	1,600 (600)	1,500	0 (600)	0	0 (600)	0
D 1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	2万円未満	2,100 (600)	2,000	0 (600)	0	0
D 2		2万円以上 4万円未満	2,700 (600)	2,600	0 (600)	0	0
D 3		4万円以上 6万円未満	5,700 (900)	5,600	0 (900)	0	0
D 4		6万円以上 8万円未満	7,100 (900)	6,900	0 (900)	0	0
D 5		8万円以上 10万円未満	8,100 (900)	7,900	0 (900)	0	0
D 6		10万円以上 13万円未満	13,100 (1,300)	12,800	0 (1,300)	0	0 (1,300)
D 7		13万円以上 16万円未満	16,300 (1,600)	16,000	0 (1,300)	0	0 (1,300)
D 8		16万円以上 19万円未満	18,400 (1,800)	18,000	0 (1,300)	0	0 (1,300)
D 9		19万円以上 21万円未満	20,200 (2,000)	19,800	0 (1,500)	0	0 (1,500)
D10		21万円以上 23万円未満	21,800 (2,100)	21,400	0 (1,700)	0	0 (1,600)
D11		23万円以上 25万円未満	23,500 (2,300)	23,100	0 (1,800)	0	0 (1,800)
D12		25万円以上 27万円未満	25,000 (2,500)	24,500	0 (1,900)	0	0 (1,800)
D13		27万円以上 29万円未満	26,500 (2,600)	26,000	0 (2,000)	0	0 (1,800)
D14		29万円以上 30万円未満	27,800 (2,700)	27,300	0 (2,100)	0	0 (1,800)
D15		30万円以上 31万円未満	29,200 (2,900)	28,700	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D16		31万円以上 33万円未満	30,500 (3,000)	29,900	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D17		33万円以上 34万円未満	31,800 (3,100)	31,200	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D18		34万円以上 35万円未満	32,900 (3,200)	32,300	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D19		35万円以上 36万円未満	34,100 (3,400)	33,500	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D20		36万円以上 42万円未満	37,100 (3,700)	36,400	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D21		42万円以上 48万円未満	41,800 (4,100)	41,000	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D22		48万円以上 54万円未満	45,900 (4,500)	45,100	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D23		54万円以上 61万円未満	49,100 (4,900)	48,200	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D24		61万円以上 69万円未満	51,500 (5,100)	50,600	0 (2,300)	0	0 (1,800)
D25		69万円以上 80万円未満	53,900 (5,300)	52,900	0 (2,400)	0	0 (1,900)
D26		80万円以上 91万円未満	56,400 (5,600)	55,400	0 (2,500)	0	0 (2,000)
D27		91万円以上 103万円未満	58,900 (5,800)	57,800	0 (2,600)	0	0 (2,100)
D28		103万円以上 116万円未満	61,400 (6,100)	60,300	0 (2,800)	0	0 (2,200)
D29		116万円以上	64,000 (6,400)	62,900	0 (2,900)	0	0 (2,300)

備考1 保育短時間の月極延長保育はありません。スポット延長保育をご利用ください。

2 スポット延長保育料は、次のとおりです。ただし、A・B階層の方は0円となります。

・保育標準時間の場合 18:30～19:30 400円

・保育短時間の場合 7:30～9:00 および 17:00～18:30 240円 18:30～19:30 400円

なお、19時30分以降のスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問い合わせください。

※ 月極延長保育料およびスポット延長保育料は第2子無償化の対象にはなりません。



3 保育料の無償化について

①保育料について

保育園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべてのお子さんの保育料が無償化されました。そのため3歳児クラス以降のお子さんの保育料については、0円と記載した保育料決定通知を送付いたします。

◎月極延長保育料・スポット延長保育料をはじめ、日用品・文房具などの購入に必要な費用、行事費などにかかる実費分は保護者の負担になります。

②多子世帯の負担軽減について

同一世帯に生計を一にする兄または姉がいる場合、保育園に在園しているお子さんがその世帯の2人目(第2子)以降の場合はそのお子さんの保育料が無償となります(月極延長保育料およびスポット延長保育料は対象外です。)

該当する方の保育料はあらかじめ軽減した上で決定しますので、手続きは原則不要ですが、生計を一にする兄または姉が区外や別世帯(住民票)にいる場合は、区でお子さんの所在を確認できませんので、区にお申し出ください。

(例)

区分	2人兄弟姉妹の場合	3人兄弟姉妹の場合	4人兄弟姉妹の場合
小学生以上	第1子	第1子	第1子
3～5歳児クラス	—	—	第2子 無償
0～2歳児クラス	—	第2子 無償	第3子 無償
	第2子 無償	第3子 無償	第4子 無償

※3歳児から5歳児クラスの保育料および副食費は無償化しています。

4 給食費(副食費)の無償化について

令和5年度より3歳児クラスから5歳児クラスまでの給食費(副食費)を無償化しています。

◎区外から中央区の保育園を利用する方で、お住まいの自治体が給食費(副食費)を無償化していない場合は、給食費(副食費)として実費相当額を区または在籍施設が徴収します。

ただし、ご家庭の収入状況によっては給食費(副食費)免除の対象となります。詳細についてはお住まいの自治体にお問い合わせください。



5 ひとり親等世帯の保育料の負担軽減について

区市町村民税所得割課税額が77,100円以下であって、下表の世帯に該当する場合、第1子の保育料を半額とします（月極延長保育料は対象外です。）。該当する方は、下表の書類の写しをご提出ください。

対象世帯	必要書類
ひとり親世帯 (いずれかひとつ)	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍全部事項証明書（受理証明書） ●児童扶養手当証書
右記の手帳または証書を 所持している方がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 ●障害基礎年金証書 ●特別児童扶養手当証書

6 保育料・月極延長保育料の減額について

下表のいずれかの項目に該当し生活に困窮している世帯は「**保育料・延長保育料減額申請書**」に書類を添付してご提出いただくことで、保育料・月極延長保育料が減額になることがあります。

書類は年度ごと、保育料の切り替えごとに提出してください。理由の程度によっては減額できないこともあります。

詳細は保育課保育入園係にお問い合わせください。

- ①生活保護を受けたとき
- ②区民税が非課税、免除、減額（均等割以下）、徴収猶予になったとき
- ③災害・盗難・横領により、多額の損失を受けたとき
- ④多額の医療費を支払ったとき
- ⑤働けない世帯員が増加したとき
- ⑥生計中心者が失業したとき
- ⑦収入が激減したとき





8章

重要事項





8章 重要事項

1 重要事項

1 保育園入所申し込みに関する重要事項の確認

①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

②提出書類

入所申し込みに必要な書類は、提出期限までに必ずご提出ください。不足書類がある場合は利用調整の対象になりません。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

③書類の記載内容の確認

提出された書類について、公簿に記載された情報の照会や、就労先などへの電話や訪問などによる調査を通じて確認することがあります。

④申し込み後の内容変更

入所申し込み後に家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）の変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合も必ずご連絡ください。入所の意思がなくなったときは、提出期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」をご提出ください。

⑤入所内定・入所決定の取り消し

ア 提出された「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取り消しまたは退園になります。
イ 提出された「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と入所内定または入所決定後の実態に差異がある場合は、内定取り消しまたは退園になります。

【「差異がある場合」の主な例】

項目	申込時の状況	内定または決定後の状況
保護者の状況	就労状況が週5日／1日8時間	就労状況が週3日／1日4時間
	復職予定	育児休業取得の会社に復職せず退職または転職
母の状況	申込時に出産の予定があったが書面による申告がなかった	出産予定月の前後2カ月の間に入所内定・決定
お子さんの状況	認可外保育施設で保育	内定前に認可外保育施設を退園 利用実績が週3日／1日4時間未満



⑥ 保育園の希望方法

希望園は、空き状況に関係なくいくつでも記入できます。通える範囲でお選びいただき、入所したい順にご記入ください（入所を希望しない園は記入しないでください。）。申し込みができない園を希望したとき（利用開始日時点の年齢・月齢が保育実施年齢・月齢に満たない場合、分園・本園などでクラスが対象外の場合や希望園が認証保育所である場合など）は、該当園については自動的に取り下げとなります。兄弟姉妹で申し込みをする方は、「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

⑦ 育児休業からの復職を理由とする入所申し込み

- ア 復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所した月の月末までに復職できない場合、復職が確認できない場合は、内定取り消しまたは退園になります。
- イ 利用希望月に入所が内定せず育児休業を延長した方で、延長後の復職予定日より前に入所が内定しても復職ができない場合は、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。
- ※ 期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定が取り消しとなるとともに、申し込みは自動的に取り下げとなります。また、その際に区から通知はいたしません。

⑧ 中央区に転入予定の方の入所申し込み

- ア 利用希望月の前月末までに転入することがわかる書類（「◆中央区への転入誓約書」および不動産の売買（賃貸借）契約書の写し）の提出が必要です。
- イ 利用調整を行う歳児クラスを判定するため、申込児童の生年月日が確認できる書類の提出が必要です。
- ウ 転入予定で入所申し込みをした方は、入所が内定したかどうかにかかわらず、利用希望月の前月末の最終開庁日17時までに転入の届出および中央区民としての申請（転入再申請）が必要です。手続きがない場合、翌以降の利用調整（申し込みを取り下げ、再度の申し込みをした場合も同様）については、中央区民の利用調整を終えた後に行います。また、入所が内定した場合でも、転入の届出および転入再申請がなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは、中央区民と同様です。
- エ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は、転入再申請の手続き後に発行します。転入再申請の手続きを行わない場合は発行できません（「希望する保育園に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合も含まれます。）。

⑨ 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの入所申し込み

- ア 健康状態調査書の提出が必要です。
- イ 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど、気になることがあるお子さんについては、保育園の受け入れ体制が整わないなどの理由で、入所希望園の変更や、登園開始が利用希望月の初日からとは限らない場合があります。また、その申し出がなく内定後に判明した際は、一旦内定を取り消した上で、改めて入所先の保育園を調整するため、ご希望の入所時期にご案内できない場合があります。食物アレルギーについても、事前にお申し出ください。



⑩利用調整

- ア 利用調整は、提出期限までに提出された書類を基に行います。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。
- イ 就労条件（就労日数、就労時間）に変更があった場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および「◆就労証明書」の提出が必要です。
- ウ 利用調整は、「◆就労証明書」などに記載されている内容で行います。時間短縮勤務を終えて通常就労時間での就労となった場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および時間短縮勤務終了について記載した「◆就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、時間短縮勤務の就労時間数で基本指数を決定し、利用調整を行います。
- エ 就労内定で申し込み後に就労を開始した場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「◆就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、就労内定の基本指数で利用調整を行います。
- オ 求職活動で申し込み後に就労先が決定または就労を開始した場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「◆就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、求職活動の基本指数で利用調整を行います。
- カ 中央区に在勤・在学（予定を含む）での申し込みの場合並びに転入予定で申し込みをし、利用希望月の前月末までに転入および転入再申請が行われなかった場合の利用調整については、中央区民の利用調整の後にを行います。
- キ 保育料の滞納がある場合、利用調整指数が大幅に減点となります。申し込み前に必ず納付を済ませてください。
- ク 「◆就労証明書」の証明内容に対して、就労実績や収入実績に整合性がない場合は、利用調整指数が減点となります。
- ケ 利用希望月に入所保留となった場合、申込有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います（申込書の有効期間については、⑫教育・保育給付認定の有効期間、⑬「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」の有効期間をご参照ください。）。

⑪支給認定証の交付

保育の必要性が認定された方には、支給認定証を発行します。支給認定証は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。なお、教育・保育給付認定の審査結果は、利用調整の結果と同時期にお知らせします。

⑫教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の保育を必要とする事由により、認定の有効期間が異なります。有効期間が終了する前に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と「保育の必要性を証明する書類」をご提出ください。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。認定の有効期間が終了した場合、入所申し込みについても有効期間終了となりますのでご注意ください。また、転出した場合は、原則として転出した日の前日の属する月の末日をもって取り消します。



⑬◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き入所を希望される場合は、有効期間終了前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。また転出した場合も転出した日の前日の属する月の末日をもって有効期間終了となります。

⑭入所内定の辞退

入所内定を辞退する場合、「◆保育所入所(転園)申込取下届」を内定月の前月末までに必ずご提出ください。内定を辞退した月から1年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。
例：令和6年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和7年4月利用調整まで
なお、入所を再度希望する場合は、改めて申し込みが必要となります。

⑮入所前の面接・健康診断

内定後、入所前に保育園長との面接および園医によるお子さんの健康診断を行います。その結果、集団保育になじまない状況が確認できた場合、内定が取り消しになることがあります。なお入所前の面接と健康診断を受けてから登園開始となります。

⑯保育園への情報提供

保育園に内定した場合、提出された「◆就労証明書」などの書類について、入所が内定した保育園へ情報提供します。また、入所後においても就労状況や家庭状況などの変更があった場合は、随時情報提供します。

⑰利用開始後の書類提出

入所後、お子さんの保育が必要である状況を確認するため、「◆就労証明書」などを提出していただきます。なおその後も家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）に変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。

食物アレルギーのあるお子さんは、入所決定後に保育園に必要な書類を提出していただきます。

⑱その他

この申し込みに係る審査のため、住民基本台帳に記載された情報及び給付認定に必要な課税情報の確認をすることに同意します。



2 保育園転園申し込みに関する重要事項の確認

①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

②転園内定・転園決定の取り消し

ア 提出された「◆保育所転園申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取り消しまたは退園となります。

イ 提出された「◆保育所転園申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と転園内定または転園決定後の実態に差異がある場合は、内定取り消しまたは退園となります。

アまたはイに該当した場合、元の園には戻れないため、退園となります。

③転園内定の辞退

転園の申し込み後、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、現在通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を速やかにご提出ください。なお取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。

④◆保育所転園申込書の有効期間

利用希望月に転園が保留となった場合、「◆保育所転園申込書」の有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います。申込書および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き転園を希望される場合は、申込期間が終了する前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。

⑤利用調整

P80 ⑩利用調整をご覧ください。

⑥育児休業取得中の方の利用調整

既に保育園に通っているお子さんの弟・妹の育児休業を取得している場合、上の子の転園の利用調整は妊娠・出産の指数で行います。復職が確認でき次第、就労の指数で利用調整を行います。

⑦疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの転園申し込み

入所申込と同様です。P79 ⑨疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの入所申し込みをご覧ください。

⑧兄弟姉妹で転園申し込みする方

「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

⑨転園先で月極延長保育の利用を希望する方

「◆月極延長保育申込書」の提出が必要です。



3 入所後および転園後の手続きなどに関する重要事項の確認

① 保育園で保育を行う日と時間

- ア 保育園に在園できる期間は、保護者の保育が必要な状況により異なります。
- イ 保育時間は保育園の開所時間とは異なります。入所後、「◆就労証明書」記載の就労時間に基づき、園長がご家庭の状況（保護者の就労の実態など）をお伺いして決定します。
- ウ 保育園は保護者の就労や疾病などの理由で保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育するところです。したがって、買い物、家事、余暇および習い事のために保育園を利用することはできません。

② お子さんの送迎について

送り迎えは保護者が決められた時間にお願いします。（詳しくは P63 ② をご覧ください。）

③ 「慣れ保育」について

入所（転園）後には「慣れ保育」をお願いします（詳しくは P63 ③ をご覧ください。）。

④ 育児休業中の保育園の利用

- ア 入所後に出産し育児休業を取得する場合、ご家庭でお子さんを保育できる状況となりますが、事前に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、「◆産前産後休暇・育児休業届」、母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）および支給認定証を提出することにより、原則として、育児休業の対象となるお子さんが1歳に達する年度の末日まで在園することができます。ただし、月極延長保育の利用は産前産後休暇・育児休業を取得開始する日の前日までとなります。月内に延長保育を解除する手続きを行ってください。
- イ 育児休業中はご家庭でお子さんの保育が可能なため、早番（おおむね午前7時30分～8時30分）・遅番（おおむね午後5時～6時30分）にかかる時間帯のお預かりは、原則できません。具体的な保育時間の設定については、通っている保育園の園長とご相談ください。産前産後休暇取得中も同様となります。
なお保育時間が短縮されることで、保育必要量を「保育標準時間」から「保育短時間」へ変更することができます（詳細は P11、手続きについては P53 ④ をご覧ください。）。

⑤ 引き続きの保育園の利用

年に一度、保護者の方のお仕事の状況などについて「家庭状況届」および「保育の必要性を証明する書類」を提出いただき、引き続きお子さんの保育が必要な状況であることを確認させていただきます。提出期限を過ぎても提出がなく、保育の必要性が確認できない場合、保育園は退園になります。



⑥ 中央区外へ転出した後の保育園の利用

- ア 中央区外に転出した場合、転出した年度内は在園を認めます。ただし、転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体での手続きが必要です。
- イ 次年度以降、区内に保護者（父母）のどちらかが在勤・在学しており、私立認可保育所または私立認定こども園の3～5歳児クラスであれば、継続して在園できます。
- ウ 延長保育（スポット延長保育も含む）は利用できません。

⑦ 保育料の算定について

区市町村民税が中央区で課税されていない方は、マイナンバーで課税額を照会するため、課税自治体で区市町村民税の申告をしてください。海外にいたなどの理由で、区市町村民税が課税されていない方は、「◆年間収入申告書」（中央区ホームページからダウンロードできます。）に給与支給証明書を添付してご提出ください。区市町村民税所得割額を推計した上で、保育料を算定します。なお申告していなかったり、書類が提出されていない場合は、保育料は最高額で決定します。保育料は年度内であれば変更可能ですが、年度が変わった時点で変更することはできません。修正申告や更正の請求による変更も同様です。

⑧ 保育料の減額について

収入が激減するなどの家庭状況の変化で生活に困窮している方は、申請により保育料が減額になることがあります。原則として申請のあった月の翌月から減額を適用します（4月および9月については同月内から適用）。なお、年度をさかのぼって減額を行うことはできません。

⑨ 保育料の徴収について

- ア 月途中の退園や月に一度も登園がなかった場合も、1カ月分の保育料がかかります。
- イ 保育料は、納期限までに納めてください。納付が確認できない場合は、自宅宛てに督促状・催告書をお送りするとともに、必要に応じて保護者や就労先に電話催告をします。
- ウ 督促・催告にもかかわらず保育料を納付しない場合は、児童手当から保育料を徴収します。児童手当は徴収後の残額のみ支払われます。
- エ 児童手当から徴収できないときは、財産（給与・預貯金など）を差し押さえます。その際、財産調査を実施しますので、給与・債権の照会時に就労先・取引先などへ滞納の事実が伝わります。
- オ 滞納がある世帯は、利用調整において減算があるほか、月極延長保育などの利用が制限されます。

⑩ 退園について

- ア 入所した月に登園が一度もなかった場合、または登園がないまま2カ月を経過した場合は退園になります。
- イ ご家庭でお子さんを保育できる状況となった場合は退園になります。

9章



その他





9章 その他

1 その他

1 認証保育所保育料の補助

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所にお子さんを預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

ただし、幼児教育・保育の無償化により、0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯および3歳児から5歳児クラスまでの世帯については、「子育てのための施設等利用給付認定」を別途受けていただく必要があります。

〈補助金額〉

認証保育所保育料【A】（※）と認可保育所保育料【B】の差額に応じて下表のとおり補助金額を決定します。

（※ 認証保育所保育料は、月額基本保育料で月220時間契約を上限とします。）

〈0歳児から2歳児クラスまでの課税世帯〉

保育料差額（【A】－【B】）	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 5,000円未満	支給なし	支給なし
5,000円以上 10,000円未満		5,000円
10,000円以上 15,000円未満	10,000円	10,000円
15,000円以上 20,000円未満		15,000円
20,000円以上 25,000円未満	20,000円	20,000円
25,000円以上 30,000円未満		25,000円
30,000円以上 35,000円未満	30,000円	30,000円
35,000円以上 40,000円未満		35,000円
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上 55,000円未満	50,000円	50,000円
55,000円以上 60,000円未満		55,000円
60,000円以上	60,000円	

〈0歳児から2歳児クラスまでの非課税世帯〉

保育料差額（【A】－【B】）	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 42,000円未満	認証保育所の保育料	
42,000円以上 45,000円未満	42,000円	42,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上 55,000円未満	50,000円	50,000円
55,000円以上 60,000円未満		55,000円
60,000円以上	60,000円	



詳しくは区ホームページをご参照ください。



認証保育所保育料の補助

<3歳児から5歳児クラスまでの世帯>

保育料差額（【A】－【B】）	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 37,000円未満	認証保育所の保育料	
37,000円以上 40,000円未満	37,000円	
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

上記の内容は、令和5年9月1日時点のものです。

申請方法などの詳細につきましては、認証保育所保育料補助金のおしらせ冊子や中央区ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 保育課保育運営係
電話 (3546)5422

（参考）区内認証保育所 一覧

令和5年8月1日現在

保育園名	所在地	電話	定員	年齢					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
① ポピズナーサリー スクール京橋	銀座1-25-3 京橋プラザ1F	(3538)2101	40	6	8	7	6	8	5
② グローバルキッズ 新川園	新川2-16-10 プライムアーバン新川3F	(3553)4141	40	5	8	9	8	10	
③ アスク人形町駅前保育園	日本橋人形町3-4-14 FORECAST人形町PLACE2F	(5649)8019	40	6	9	11	6	4	4
④ グローバルキッズ 水天宮前園	日本橋箱崎町44-7 箱崎YMビル	(3662)1717	40	6	7	7	7	13	
⑤ ニチキッズさわやか 日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町 2F	(3249)7141	25	6	9	10	-	-	-
⑥ マミーズエンジェル 月島保育園	月島1-2-13 ワイスビルディング 1F	(3534)8288	33	4	9	10	5	5	
⑦ ちゃいれっく 月島駅前保育園	月島1-3-2 佃権月島ビルディング 3F	(5548)2308	50	9	12	11		18	
⑧ さくらさくらみらい 月島	月島2-18-2	(6225)0239	27	9	9	9	-	-	-
⑨ ピノキオ幼児舎月島園	月島4-18-3 クイーンズハウス 1F	(3532)5370	20	7	5	8	-	-	-
⑩ ニチキッズさわやか プラザ勝どき保育園	勝どき1-1-1 プラザ勝どき 1F	(3532)6730	60	6	12	12	10	10	10
⑪ アスク晴海保育園	晴海1-8-16 晴海トリトン 2F	(5546)1325	60	10	12	11	11	16	
合計			435	74	100	105		156	

◎ニチキッズさわやかプラザ勝どき保育園は、令和7年3月31日閉園予定です。

◎申し込みや問い合わせは、各認証保育所で受け付けし、保護者と園が直接利用契約を締結します。保育料についても各認証保育所が各々設定し徴収します。

◎認証保育所とは、施設内容や人員配置など一定の水準を確保している施設として東京都が認証した保育所です。

◎区外の認証保育所も対象になります。



(参考)区内認証保育所 一覧

- ① ポピンズナーサリー
スクール京橋
- ② グローバルキッズ新川園
- ③ アスク人形町駅前保育園
- ④ グローバルキッズ
水天宮前園
- ⑤ ニチイキッズさわやか
日本橋浜町保育園
- ⑥ マミーズエンジェル
月島保育園
- ⑦ ちゃいれっく月島駅前
保育園
- ⑧ さくらさくみらい 月島
- ⑨ ピノキオ幼児舎月島園
- ⑩ ニチイキッズさわやか
プラザ勝どき保育園
- ⑪ アスク晴海保育園





2 子ども家庭支援センター「きらら中央」

名称	所在地	受付日時	電話
子ども家庭支援センター 「きらら中央」	【令和6年6月30日まで】 勝どき1-4-1 3F 【令和6年7月1日から】 明石町12-1 4F	・毎日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後6時	(3534) 2103 ※令和6年7月1日 以降は未定
【令和6年7月1日から】 勝どき分室	勝どき1-4-1 3F	・毎日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後6時	(3534) 2103
日本橋分室	日本橋蛸殻町1-31-1 日本橋区民センター1F ※令和6年10月に2Fに移設 予定	・月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後5時	(3666) 4267
十思分室	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア1F	・月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後5時	(3665) 6530

◎ 以下の①～⑥の事業は、ご利用前に登録・申請などの手続きが必要です。

① 一時預かり保育

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に一時的にお子さんを預かりする「一時保育」と保護者の出産や入院などの緊急な理由によりお預かりする「緊急保育」の2つの事業があります。

- 利用対象：0歳（生後57日）～6歳（未就学児）
- 利用時間：
 - ・一時保育 午前9時～午後5時（1時間単位で利用）
 - ・緊急保育 午前9時～午後5時（1日単位で利用、原則2日以上30日以内）
- 利用場所：子ども家庭支援センター
同センター日本橋分室、同センター十思分室
- 利用料金：
 - ・一時保育 1時間 800円
 - ・緊急保育 1日 2,000円（減免制度あり）

◎ 京橋こども園（3564-5532）、晴海こども園（3534-3553）、まなびの森保育園銀座（6264-4650）、阪本こども園（6661-9080）、昭和こども園（5542-1731）でも運営事業者の独自事業として一時預かり保育を実施しています。

詳細は各園までお問い合わせください。

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。（P93参照）

詳細は中央区ホームページをご確認ください。



②トワイライトステイ

就労などの理由により帰宅が夜間となる場合にお子さんをお預かりします。

- 利用対象：2歳～小学校6年生
 - 利用時間：午後5時～10時
 - 利用場所：子ども家庭支援センター
 - 利用料金：1回2,000円（減免制度あり）
夕食代 1食400円（持ち込みも可）
- ◎京橋こども園（3564-5532）でも運営事業者の独自事業としてトワイライトステイを実施しています。
詳細は園までお問い合わせください。
[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター「きらら中央」

③子どもショートステイ

保護者の疾病などの理由により養育が一時的に難しくなったときに、区が委託する施設または協力家庭で短期間お子さんをお預かりします。

- 利用対象：
 - ・乳児院 原則生後57日目～3歳
 - ・児童養護施設 2歳～中学校3年生
 - ・協力家庭 2歳～小学校6年生
 - 利用期間：
 - ・乳児院、児童養護施設 原則7日（6泊7日）以内
 - ・協力家庭 原則3日（2泊3日）以内
 - 利用料金：1泊2日 6,000円（減免制度あり）
以降1日増えるごとに3,000円加算
- [問い合わせ先] 子ども家庭支援センター相談担当係長

④病児・病後児保育

就労などの理由により、入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを家庭で看護することができないときに、区が委託する病児・病後児保育室でお預かりします。

- 利用対象：生後7カ月～小学校3年生
- 利用場所：以下のとおりです。

▶病児・病後児保育室

名称	所在地	定員	電話
聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー	明石町2-14	6人	(5550)7111
病児・病後児保育室 ゆめみらい	晴海1-8-16 晴海トリトンスクエア3F	6人	(6221)3357



▶病後児保育室

名称	所在地	定員	電話
ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2F	4人	(3249)7141
勝どき小児クリニック 病後児保育室	勝どき1-3-1 Brillia ist Tower 勝どき3F	6人	(5166)0152

●利用料金：2,000円（助成制度あり）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。（P93参照）

詳細は中央区のホームページをご確認ください。

[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター事業係

⑤ 育児支援ヘルパー

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。

- 利用対象：出産前（母子健康手帳交付時）～出産後6カ月に達するまでの乳児がいる家庭
- 利用日時：日曜、祝日、年末年始を除く日
- 利用時間：午前8時～午後6時の間で1日2時間または3時間
- 利用日数：1回の妊娠につき15日。別途、出産後の多胎児対応あり。
- 利用者負担金：利用時間および所得により異なります。

[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター事業係

⑥ 緊急一時保育援助事業

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者からベビーシッターを派遣します。

- 利用対象：生後4カ月～6歳（未就学児）
- 利用期間：原則として1カ月以内（日曜、祝日、年末年始を除く）
- 利用時間：午前8時～午後6時の間で9時間以内
- 利用者負担金：利用時間および所得により異なります。

[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター事業係



⑦ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

一時的な保育が必要な保護者や共同保育（ベビーシッターと家庭内で一緒に保育を行うこと）を必要とする保護者に対し、東京都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。

- 利用対象：満6歳に達する年度の末日までのお子さん
- 利用日時：毎日 午前7時～午後10時
- 助成上限：1時間当たり 2,500 円、お子さん1人当たり月 12 時間（多胎児の場合はお子さん1人当たり月 24 時間）

◎上記は令和5年度の情報です。詳細は中央区ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 パーソルワークスデザイン株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 0120-503-487

3 中央区ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方（依頼会員）と子育ての手助けができる方（提供会員）がそれぞれ会員になり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動です。利用を希望する場合は中央区ファミリー・サポート・センターに事前に連絡の上、登録する必要があります。

① 対象年齢

区内在住の生後 57 日～小学校6年生

② 利用料金（活動謝礼金）

1時間につき 800 円（早朝・夜間・休日など 1,000 円）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

詳細は中央区ホームページをご確認ください。（P93参照）

③ 援助内容

- 保育園、幼稚園、学童クラブなどの送り迎え
- 保育園などが終わってからの子どもの預かり
- 保護者の用事やりフレッシュの際の預かり など
- ◎ 活動場所は原則として提供会員宅となります。依頼会員宅への送迎は産前産後時などに限ります。
- ◎ 提供会員は地域のボランティアの方々です。内容によっては対応できない場合があります。
- ◎ 詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 中央区社会福祉協議会「中央区ファミリー・サポート・センター」
電話 (3206)0120



4 認可外保育施設などの幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化により「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた方で、自治体による確認を受けた施設を利用されている方は、施設の利用料が無償化の対象となります（利用施設により上限額は異なります。）。詳しくは中央区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 「施設等利用給付の認定」について・・・・・・・・・・ 保育課保育入園係

電話 (3546) 5227・5387・9587



「施設等利用給付認定の給付（請求）」について・・ 保育課保育運営係

電話 (3546) 5422

区立・私立幼稚園など



認可外保育施設など



認可外保育施設で、令和6年10月以降、国が定める基準を満たさない施設は利用料無償化の対象ではなくなります。

詳しくは、中央区ホームページをご覧ください。



